

「まちづくり基本条例を市民で考える会」実施結果

○参加者

月 日	対象地域	会 場	一般参加者数
7月23日(月)	大 迫	大迫総合支所	35人
24日(火)	花 巻	花巻市生涯学園都市会館	37人
25日(水)	東 和	東和図書館	30人
26日(木)	石鳥谷	石鳥谷国際交流センター	26人
合 計			128人

○主な質問・意見等

7月23日(月)大迫

- ・他の条例との整合性をどう図るか。
- ・市長マニフェストを基に規制するのは行き過ぎではないか。マニフェストは100%指示されているものではない。
- ・前文は、どのようにしてつくっていくか。
- ・中学生レベルの表現と言うが、理解し難い表現もある。
- ・「17 子ども」について「子どもと、その成長は宝です」は「全ての子どもたちは宝です」としてほしい。
- ・条例違反の場合は、どうなるか。
- ・県条例との関係は、どうするか。
- ・高齢化が進んでおり、高齢者の体力づくりに関する規定を入れてほしい。
- ・「定住」の考え方について、地元に残る環境づくりが必要。
- ・市民自治や市民の権利に関する規定は、慎重に検討してほしい。
- ・第3章「定住人口」の記述が漠然としている。
- ・「安心して子育て」とは、どういうことを指すのか。
- ・義務教育に「学力を保障」するとは、どういうことか。義務教育とは学力を保障するために行うものではないのか。
- ・住民投票は「住民」でなければ投票できないか。

住民投票権の年齢について

- ・16歳からが良いのではないか。

7月24日（火）花巻

- ・会議の際は、客席側にも机を並べてほしい。
- ・「教育環境」の意味は。
- ・年齢に応じた教育とは、どういうことか。
- ・憲法のようなものというが、見直しの規定があるのは何故か。
- ・カタカナ表記は出来る限り避けてほしい。
- ・前文のキーワードに「他人の意見をよく聴く」を入れてほしい。
- ・「13安らぎ」に「自殺予防・防止」を入れてほしい。
- ・「17子ども」は学校教育が強調されているが、教育を取り巻く環境について触れてほしい。
- ・市民憲章との関わりはどうか。
- ・「隣人愛」「向こう三軒両隣」という考え方が大切であり、規定してほしい。
- ・スケジュールが厳しいのではないか。
- ・騒音について規定する予定はあるか。
- ・条例の説明がピンと来ない。総合計画との違いがよく分からない。
- ・街並み、景観など、それぞれの分野をどのように収斂して盛り込んだのか。
- ・最終的な市民会議条例素案として(1)(2)という部分まで入れる予定か。(細部に渡りすぎるのではないか)
- ・中間報告の内容をみると、行政等への不信感がみえる。
- ・交通安全に関する、早め点灯等、具体的な項目を入れるべきではないか。
- ・総則の規定からみると、既存の条例も全てチェックする必要があるのではないか。
- ・項目の網羅が適切かどうかの確認が必要。
- ・期待をしていた面もあったが、現状維持という印象を受ける。
- ・表記の仕方について、「条例について」「各条項について」が良い。
- ・まちづくりは包括的なもの、期待とは違う。
- ・位置付けの「憲法とも言うべき」という表現は削るべき。
- ・「その他の地方自治法・・・」は踏み込みすぎ。各々の法に基づく程度で良いと思う。
- ・市議会の活性化につながってほしい。
- ・既存の条例がこの条例に違反しないかどうかを監視するための定めが必要ではないか。見直しと体系化では意味が違う。
- ・花巻市は県の中でどういう位置付けにあるのか、何が問題なのか分からない、前向きでない表現もある。
- ・教育に、教職員に対するものが抜けている。
- ・議会は条例の定めにより議決するものではない。既に地方自治法で定めているものまで規定しなくて良い。
- ・市議会議員の役割で「協働します」の表現は適当でない。

住民投票権の年齢について

- ・若いから先進的な条例とは言えない、18歳以上。
- ・国民投票も18歳以上であり、18歳以上が妥当。

7月25日（水）東和

- ・「市民」と「住民」違いは。
- ・「権利」の主張ばかりでは上手くいかない。ほかの表現が必要ではないか。
- ・「権利と責務」について、保障するものが見えてこない。
- ・市長と職員を分ける意図は何か。同じで良いと思う。
- ・防災の考え方について、地震は必ず来るという前提での体制整備が必要。
- ・市の整合性について、あえて出さなければいけない理由は何か。
- ・この条例の拘束力が分からないが、基本とするべきは「人」づくり。
- ・最高規範について、首長が変わる度に方針が変わるようではいけない。
- ・健全な財政運営について、諮問機関を考えているか。
- ・この条例は、参画、協働の手順を定めるものではないのか。
- ・自治条例とまちづくり基本条例の違いをきちんと説明するべきではないか。
- ・議会の（3）は不要ではないか。
- ・結いの精神を保障しますとは、財政支援をするという意味か。

住民投票権の年齢について

- ・30歳と言いたいくらい。意見の分からない人も誘導される。

7月26日（木）石鳥谷

- ・「前文」のキーワードがありふれた表現。「楽しく幸せになれるまちをみんなでつくりあげる」としてはどうか。
- ・「評価」について、評価機関が必要ではないか。
- ・「世界全体が…」について、個人の幸せが先にある、次に地域となっていくのではないか。
- ・宮澤賢治の引用が花巻らしさにつながるというのは錯覚ではないか。
- ・権利と義務の整合性を図るべき。
- ・「参画」とあるが、これからは「参結」（住民が参加して結論を出す）の時代。
- ・罰則規定があった方がよい。
- ・「結い」を定義づけしてほしい。
- ・プライバシーの保護も必要。
- ・アメリカンドリームのような（意欲をどうつなげるか）規定があっても良いのではないか。
- ・住民投票の範囲を明確にするべき
- ・議員に選挙公約があり得るか。執行権が無い。
- ・「安らぎ」の表現が弱い。
- ・新しい企業に重点を置いているが、従来の地場産業の育成が無い。
- ・子どもの遊ぶ義務も必要ではないか。
- ・住民投票は必要無い、又、常設である必要はない。

住民投票権について

- ・参考挙手（18歳以上：20人、20歳以上：4人）